

公立大学法人横浜市立大学ハラスメントの防止に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 84 号

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 29 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、本学におけるハラスメント及びその他の人格権侵害並びにこれらに起因する諸問題（以下「ハラスメント」という。）の発生を防止するとともに、ハラスメントに係る事案のすみやかな解決を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、ハラスメントの定義を次のとおりとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント

本学において他の人の意に反する性的な言動により、働く者や本学で学ぶ学生等に不利益を与えること、または、職場環境、若しくは教育・研究環境等を悪化させること

(2) アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント

本学で働く者または学ぶ学生等に対して、①職務上または教育・研究上の地位や人間関係などの職場内または教室、研究室やゼミなどの所属内の優位性を背景に、②業務または教育・研究の適正な範囲を超えて、③精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境若しくは教育・研究環境等を悪化させるものであり、①～③までの 3 つの要素を全て満たすものをいう。ただし、客観的にみて、必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワー・ハラスメントには該当しない。

(3) その他

(1)(2)に関わらず、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行う、または、社会通念上不相当な言動により、肉体的・精神的な苦痛を与えることは、ハラスメントとみなして本規程を適用する。

第 2 章 ハラスメント防止委員会

(設置)

第 3 条 ハラスメントの防止とその対応等について必要な措置を講じるために、本学にハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という)を置く。また、防止委員会の事務局を人事課に置く。

(所掌事項)

第 4 条 防止委員会は、ハラスメントの防止とその対応等のために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントの防止のための啓発に関すること
- (2) ハラスメントの相談に関すること
- (3) ハラスメントの紛争解決に関すること

(4) その他、ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項

2 防止委員会は、ハラスメントに関する事項(相談件数、コーディネート件数、被害申し立て件数等)をまとめ、定期的に公表するものとする。

(組織等)

第5条 防止委員会に関する具体的な事項は「公立大学法人横浜市立大学ハラスメントの防止に関する要綱」(以下「要綱」という)に定める。

第3章 窓口委員

(設置)

第6条 防止委員会は、ハラスメント相談を受け付けるため、窓口委員を置く。

(任務)

第7条 窓口委員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントに係る相談の受付
- (2) コーディネートの依頼及び被害申し立てに必要な手続に関する相談並びに受付
- (3) その他ハラスメントの防止推進のための啓発等

(構成等)

第8条 窓口委員の構成等に関する具体的な事項は要綱に定める。

第4章 コーディネート委員会

(設置)

第9条 防止委員会は、規程第4条第2号に規定に基づき、当事者間での話し合い等による合意の形成に向けての調整(以下「コーディネート」という。)の依頼があった場合は、コーディネート委員会を設置する。

2 防止委員会において、コーディネートの依頼が第1条に照らし相当でないと判断したときは、コーディネートの依頼を不受理とすることができる。ただし、不受理とする場合には、その理由を付して、当事者に通知しなければならない。

(構成等)

第10条 コーディネート委員会に関する具体的な事項は要綱に定める。

第5章 調査委員会

(設置)

第11条 防止委員会は、次の各号にあたる場合に、ハラスメントの事実関係の調査にあたるため、調査委員会を設置する。

- (1) ハラスメントの被害申し立てがあったとき
- (2) 防止委員会が必要と判断したとき

2 事案がコーディネート委員会の手続きに付されている間、防止委員会は、前項第1号の規定にかかわらず、調査委員会を設置しないことができる。

3 防止委員会においては、被害申し立てが第1条に規定する目的に照らし相当でないと判断したときは、被害申し立てを不受理とすることができる。ただし、不受理とする場合には、その理由を付して、当事者に通知しなければならない。

(構成等)

第 12 条 調査委員会等に関する具体的な事項は要綱に定める。

第 6 章 ハラスメント防止体制

(ハラスメント防止活動責任者)

第 13 条 ハラスメント防止活動推進のためハラスメント防止活動責任者及びハラスメント防止活動推進者を置く。

(構成等)

第 14 条 ハラスメント防止活動責任者及びハラスメント防止活動推進者に関する具体的な事項は要綱に定める。

第 7 章 委員等の義務

(守秘義務)

第 15 条 防止委員会、コーディネート委員会及び調査委員会の委員並びに窓口委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(人権の尊重等)

第 16 条 前条に規定されたものは、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 当事者の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することがないように慎重に対処すること
- (2) 当事者に対する対応にあたって、ハラスメントにあたるような言動を行わないこと

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月10日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和7年規程第29号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。